



京成 21 第 348 号

平成 21 年 12 月 16 日

国土交通大臣 前原 誠司 殿

東京都墨田区押上一丁目 10 番 3 号

京成電鉄株式会社

取締役社長 花田 力



鉄道事業の旅客運賃上限設定認可申請書

今般、鉄道事業の旅客運賃を下記のとおり設定いたしたく、鉄道事業法第 16 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添付のうえ申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所

東京都墨田区押上一丁目 10 番 3 号

京成電鉄株式会社

取締役社長 花田 力

2. 設定しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

成田空港線 (京成高砂～成田空港間 51.4キロ)

3. 設定しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

別紙 1 のとおり

4. 設定する理由

別紙 2 のとおり

5. 添付書類

別紙 3 のとおり

以上



設定しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法（成田空港線）

## 第1 運賃計算方法

### 1. 普通旅客運賃

#### (1) 対キロ区間制

#### (2) キロ程のは数計算方

旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。

#### (3) 運賃計算上使用するキロ程

線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、京成電鉄成田空港線（以下「空港線」という。）と京成電鉄京成本線、押上線、金町線、千葉線、千原線、東成田線（以下「京成電鉄線」という。）と乗り継いで利用する場合は、その接続駅または接続点（成田湯川駅～空港第2ビル駅間：京成高砂起点49.9キロ）でそれぞれ打切って計算する。

#### (4) 運賃計算方

イ 3キロメートルまで	200円
3キロメートルを超え	
5キロメートルまで	300円
5キロメートルを超え	2キロメートルまでを
9キロメートルまでの部分	増すごとに70円加算
9キロメートルを超え	
11キロメートルまで	500円
11キロメートルを超え	
14キロメートルまで	570円
14キロメートルを超え	
17キロメートルまで	630円
17キロメートルを超え	3キロメートルまでを
23キロメートルまでの部分	増すごとに50円加算
23キロメートルを超え	3キロメートルまでを
29キロメートルまでの部分	増すごとに30円加算

29キロメートルを超え	4キロメートルまでを
45キロメートルまでの部分	増すごとに30円加算
45キロメートルを超え	
49キロメートルまで	930円
49キロメートルを超え	
52キロメートルまで	950円

(5) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方

- イ 小児の旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、計算上生じた10円未満のは数を円位において切り上げて10円単位とした額（以下計算上生じた10円未満のは数を円位において切り上げ10円単位とした額を「は数計算した額」という。）とする。
- ロ 幼児及び乳児の旅客運賃は、これを小児とみなして取扱う場合を除き無賃とする。

2. 定期旅客運賃

(1) 対キロ区間制

- (2) キロ程のは数計算及び運賃計算上使用するキロ程  
普通旅客運賃計算の場合と同様とする。

(3) 運賃計算方（1か月）

イ 通勤定期旅客運賃

3キロメートルまで	8,400円
3キロメートルを超え	
5キロメートルまで	12,600円
5キロメートルを超え	2キロメートルまでを
9キロメートルまで	増すごとに2,940円加算
9キロメートルを超え	
11キロメートルまで	21,000円
11キロメートルを超え	
14キロメートルまで	23,940円
14キロメートルを超え	
17キロメートルまで	26,460円
17キロメートルを超え	3キロメートルまでを
23キロメートルまでの部分	増すごとに2,100円加算

2 3 キロメートルを超え	3 キロメートルまでを
2 9 キロメートルまでの部分	増すごとに 1, 2 6 0 円加算
2 9 キロメートルを超え	4 キロメートルまでを
4 5 キロメートルまでの部分	増すごとに 1, 2 6 0 円加算
4 5 キロメートルを超え	
4 9 キロメートルまで	3 9, 0 6 0 円
4 9 キロメートルを超え	
5 2 キロメートルまで	3 9, 9 0 0 円

□ 通学定期旅客運賃

3 キロメートルまで	5, 2 8 0 円
3 キロメートルを超え	
5 キロメートルまで	7, 9 2 0 円
5 キロメートルを超え	2 キロメートルまでを
9 キロメートルまで	増すごとに 1, 8 5 0 円加算
9 キロメートルを超え	
1 1 キロメートルまで	1 3, 2 0 0 円
1 1 キロメートルを超え	
1 4 キロメートルまで	1 5, 0 5 0 円
1 4 キロメートルを超え	
1 7 キロメートルまで	1 6, 6 4 0 円
1 7 キロメートルを超え	3 キロメートルまでを
2 3 キロメートルまで	増すごとに 1, 3 2 0 円加算
2 3 キロメートルを超え	3 キロメートルまでを
2 9 キロメートルまで	増すごとに 7 9 0 円加算
2 9 キロメートルを超え	4 キロメートルまでを
3 7 キロメートルまで	増すごとに 7 9 0 円加算
3 7 キロメートルを超え	
4 1 キロメートルまで	2 3, 2 4 0 円
4 1 キロメートルを超え	
4 5 キロメートルまで	2 4, 0 3 0 円
4 5 キロメートルを超え	
4 9 キロメートルまで	2 4, 5 6 0 円

49キロメートルを超え

52キロメートルまで

25,080円

(4) 3か月定期旅客運賃・

1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引しては数計算した額とする。

(5) 6か月定期旅客運賃

1か月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引しては数計算した額とする。

(6) 小児定期旅客運賃の計算方

大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

## 第2 適用方法

### 1. 普通旅客

#### (1) 旅客の年齢

イ 大人、小児、幼児及び乳児の別

(イ) 大人 12才以上の者

(ロ) 小児 6才以上、12才未満の者

(ハ) 幼児 1才以上、6才未満の者

(ニ) 乳児 1才未満の者

ロ 幼児を小児とみなして取扱う場合

(イ) 幼児だけで旅行するとき。

(ロ) 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。

(ハ) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に随伴されている場合でも2人を超えた者であるとき。

(ニ) 割当発売する座席を幼児だけで使用するとき。

ハ 乳児を小児とみなして取扱う場合

割当発売する座席を乳児だけで使用するとき。

### 2. 定期旅客

#### (1) 旅客の年齢

イ 大人、小児及び幼児の別

(イ) 大人 12才以上の者

(ロ) 小児 6才以上、12才未満の者

(ハ) 幼児 1才以上、6才未満の者

ロ 幼児を小児とみなして取扱う場合

(イ) 幼児だけで旅行するとき。

(ロ) 6才以上の旅客に随伴されている場合でも2人を超えた者であるとき。

ハ 小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、これを有効として取扱う。

(2) 発売条件

イ 通勤定期乗車券

次の各号に該当する場合は、1か月・3か月又は6か月有効の通勤定期乗車券を発売する。

(イ) 社線を常時区間及び経路を同じくして乗車する場合。

(ロ) 旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合。

ロ 通学定期乗車券

(イ) 次の各号に該当する場合は、1か月・3か月又は6か月有効の通学定期乗車券を発売する。

1 指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒・児童又は幼児が居住地もより駅と在籍する指定学校（ただし放送大学を除く。）もより駅との相互間を通学のため乗車する場合

2 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合

3 在籍する指定学校（ただし放送大学を除く。）の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出した場合、又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合

(ロ) 指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒若しくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で社が必要と認めるときに限り第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

設定する理由

京成電鉄株式会社（以下「京成」という。）は平成22年7月に成田空港線（京成高砂・成田空港間）の開業を予定しており、在来線では国内最速となる最高時速160kmで運行するスカイライナーにより、日本の空の玄関である成田空港と都心との間の所要時間について、現在の51分から36分への短縮を実現します。これにより、世界の主要空港と比べても、国際的に遜色のない水準の空港アクセスを実現します。

また、スカイライナーにあわせて一般特急を運行し、空港旅客や沿線の利便性の向上を図ってまいります。

成田空港線の開業に伴い、鉄道施設保有事業者である成田高速鉄道アクセス株式会社・成田空港高速鉄道株式会社・千葉ニュータウン鉄道株式会社・北総鉄道株式会社に支払う線路使用料の負担、及び成田空港線開業にあわせて京成が行った新型車両の導入、駅務機器・各種システム改修、車庫拡充や指令設備、駅設備等各種既存施設の改良のほか、運行に必要な費用等、多額の原価を必要とします。

従って、こうした費用を成田空港線利用者に負担して頂くことで公平性を確保するとともに、成田空港線に係わる収支を勘案して運賃を設定しようとするものであります。

以 上

## 添 付 書 類

	頁
1. 実測換算中心キ口程表 . . . . .	( 1 )
2. 営業キ口程表 . . . . .	( 2 )
3. 収入・原価表 . . . . .	( 3 )

1. 実測換算中心キロ程表（成田空港線）

駅名	キロ程 (京成高砂起点)	摘要 (所在地)
けいせいたかさご 京成高砂	0.000	東京都葛飾区高砂5丁目28番1号
ひがしまつど 東松戸	7.460	千葉県松戸市紙敷字向447番地
しんかまがや 新鎌ヶ谷	12.680	千葉県鎌ヶ谷市初富928番地
ちばにゅーたうんちゅおう 千葉ニュータウン中央	23.801	千葉県印西市武西1390-1番地
いんぱにほんいだい 印旛日本医大	32.251	千葉県印旛郡印旛村若萩1丁目1番地
なりたゆかわ 成田湯川	40.681	千葉県成田市松崎1620-1番地
せつぞくてん 接続点	49.911	千葉県成田市古込字古込
くこうだいにびる 空港第2ビル	50.400	千葉県成田市古込字古込1番地の1
なりたくこう 成田空港	51.350	千葉県成田市三里塚御料牧場1番地の1

2. 営業キロ程表 (成田空港線)

(単位：キロ)

京成高砂	7.5	12.7	23.8	32.3	40.7	49.9	50.4	51.4
	東松戸	5.2	16.3	24.8	33.2	42.4	42.9	43.9
		新鎌ヶ谷	11.1	19.6	28.0	37.2	37.7	38.7
			千葉ニュータウン中央	8.5	16.9	26.1	26.6	27.6
				印旛日本医大	8.4	17.6	18.1	19.1
					成田湯川	9.2	9.7	10.7
						接続点	0.5	1.5
							空港第2ビル	1.0
								成田空港

### 3. 収入・原価表

(単位：百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
運賃収入	5,381	7,275	7,623	7,830
運輸雑収	2,886	3,899	4,018	4,087
うち特急料金	2,801	3,785	3,904	3,973
雑収入等	22	30	31	31
収入計	8,289	11,204	11,671	11,948
人件費	1,116	1,582	1,592	1,601
経費	2,832	3,574	3,602	3,840
線路使用料計	3,373	4,778	5,291	5,698
うち北総線路使用料	1,131	1,514	1,539	1,555
うちCNT線路使用料	246	329	335	338
うちNRA線路使用料	674	1,131	1,541	1,870
うちNKT線路使用料	1,323	1,804	1,877	1,935
減価償却費	1,944	2,040	2,028	2,018
諸税	15	311	266	230
雑支出	9	12	12	13
法人税等	0	0	0	0
事業報酬	377	346	309	279
支出計	9,666	12,642	13,100	13,679
差引損益	△ 1,377	△ 1,438	△ 1,429	△ 1,731
収支率(%)	85.8	88.6	89.1	87.3